

川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさと条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要について

平成30年2月
市民部 斎場

1 改正の趣旨

川越市斎場及び川越市民聖苑やすらぎのさと条例施行規則（以下「規則」といいます。）は、休館日や利用時間、利用許可の申請など、施設の運営に必要な事項を定めることにより、円滑な事務の執行を図ることを目的として制定されています。

この度、川越市民聖苑やすらぎのさと（以下「市民聖苑」といいます。）の法要室の利用時間の変更を行い、市民サービスの向上を図るため、規則の改正を行おうとするものです。

2 改正の内容

市民聖苑の式場と併せて利用しない場合における法要室の利用時間を延長しようとするものです。

現在、市民聖苑の式場と併せて利用しない場合における法要室の利用時間は、「午前9時から午後1時まで」としてありますが、「午前9時から午後2時まで」に延長します。

3 規則（案）の施行期日

規則（案）の施行期日は、平成30年4月1日を予定しています。